6　5の規定は、次の請求権については、適用しない。

(a)　民間の保険による塡補の対象となる公用車両の使用から生ずる請求権（当該保険による塡補の対象となる範囲に限る。）

(b)　契約による請求権。契約から生ずる請求権は、関連する契約の内容に従って処理する。いずれの締約国も、第三者に対する責任に関する他方の締約国の契約者に対する請求について当該契約者に補償しない。

(c)　船舶の航行若しくは運用若しくは貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はこれらに関連して生ずる財産に対する損害についての請求権（5(e)の規定が3に規定する請求権に適用される範囲を除く。）。ただし、両締約国が相互に決定する海事に関する請求権については、この限りでない。

7　両締約国は、関係当事者の間で解決される場合を除くほか、この協定に基づく協力活動に関連する請求権であってこの条の他の規定の対象とならないもの（訪問部隊の構成員又は文民構成員の公務執行中以外の作為又は不作為であって、接受国の領域において負傷若しくは死亡をもたらし、又は財産に対する損害を与えたものから生ずる請求権を含む。）について協議する。

8　両締約国は、接受国の権限のある裁判所が請求について裁判する過程において決定する場合を除くほか、請求権が公務執行中の作為又は不作為から生じたものか公務執行中以外の作為又は不作為から生じたものかについて協議し、及び相互に決定する。

9　一方の締約国がこの条に規定する請求についての通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。

10　両締約国は、自国の法令によって認められる範囲内で、この条に規定する請求の公平な審理及び処理のため、関連情報の提供並びに証拠の収集及び提出について協力する。

11　派遣国は、接受国の要請により、接受国の法令に基づき強制執行を行うべき私有の動産であって訪問部隊又は文民構成員が使用している区域内にあるものを接受国が差し押さえることを援助する。

12(a)　派遣国は、訪問部隊の構成員又は文民構成員に対する接受国の裁判所の民事裁判権からの免除を請求してはならない。

(b)　(a)の規定は、接受国の法令に定める執行手続に関する免除を放棄するものと解してはならない。

13　この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権については、適用しない。

14　この条の規定の適用上、

(a)　「文民要員」とは、派遣国については文民構成員をいい、接受国については接受国の部隊に雇用され、又は当該部隊に勤務する接受国の文民たる職員（当該部隊又は当該部隊に代わる者に雇用される契約者を除く。）をいう。

(b)　「重過失」とは、明白な危険の重大な軽視をいう。

第二十四条

1　一方の締約国が事故又は事件の通知を受領した場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに他方の締約国に通報する。通報すべき事故又は事件は、両締約国が相互に事前に決定する。

2　両締約国は、公用車両又は派遣国が所有する船舶若しくは航空機若しくは専ら派遣国の使用若しくは役務のための船舶若しくは航空機が関係する接受国における事故又は事件に関し、それぞれの国内的な要件に従い、相互に協力して必要な行政上の調査を行うための手続を定める。

第二十五条

1　各締約国は、他方の締約国に対し、接受国における訪問部隊の構成員又は文民構成員の死亡を遅滞なく通報する。接受国は、派遣国に対して合理的な事前の通報を行うことなく死亡者を特定する事項が公表されないことを確保するよう努める。

2　両締約国は、死亡事案に関するその他の全ての事項（訪問部隊の構成員又は文民構成員の遺体及びその関連する身回品の特定、処理、送還及び処分を含むが、これらに限定されない。）のための手続を定める。

第二十六条

両締約国は、訪問部隊の構成員及び文民構成員に与えられる特権の濫用又は悪用を防止し、並びにこの協定により訪問部隊の構成員及び文民構成員に課される義務の適切な履行を確保するために協力する。

第二十七条

1　この協定の実施に関して相互間の協議を必要とする全ての事項に関する両締約国間の協議機関として、合同委員会を設置する。

2　合同委員会は、その手続規則を定める。合同委員会は、特定の問題を取り扱う作業部会を設置することができる。

3　合同委員会は、いずれかの締約国の要請によりいつでも会合する。

4　合同委員会は、各締約国の代表者をその共同議長とする。

5　合同委員会は、問題を解決することができない場合には、適当な経路を通じた更なる検討のために、その問題をそれぞれの締約国の政府に移すものとする。

6　両締約国は、この協定を実施するため、合同委員会を通じた両締約国間における協議の後、取決めを行うことができる。

第二十八条

この協定の解釈又は実施に関する紛争は、両締約国が相互に別段の決定を行う場合を除くほか、両締約国間の協議及び交渉によってのみ解決する。

第二十九条

1　この協定は、両締約国がこの協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続を完了した旨を相互に通告する外交上の公文を交換した日の後五日目の日に効力を生ずる。

2　この協定は、両締約国間の書面による合意によって改正することができる。改正は、両締約国によりそれぞれの国内手続に従って承認されるものとし、両締約国が合意する日に効力を生ずる。

3(a)　各締約国は、他方の締約国に対して六箇月前の書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定を終了させることができる。